

地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な 主体が担う活動との連携・振興方策について

令和 7 年 10 月 7 日（火）



文部科学省

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

* 社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、**社会教育に求められる役割やニーズが変化。**

◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「**学び**」を通じて人々の「**つながり**」や「**かかわり**」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として**社会教育施設の機能強化**や、社会教育主事・社会教育士等の**社会教育人材の養成及び活躍促進**等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）

- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
- 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供**が十分に確保されることが不可欠
- 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために**社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方**を提示

◎社会教育人材部会

【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）】（令和6年6月）

- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、**社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要**

令和6年6月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方 等）

②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、**地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策**、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策 等）

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方 等）

第二に、社会教育活動の推進方策についてです。

第一の検討事項を踏まえ、社会教育活動の充実方策や社会教育施設の機能強化方策として、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○ 地域と学校の連携・協働の更なる推進方策

特に、「チームとしての学校」の考え方も踏まえつつ、コミュニティ・スクールとの一体的取組の更なる推進に向けた地域学校協働活動の充実、地域学校協働活動推進員等の配置促進と専門性・資質の向上、PTAや子供会を含む社会教育関係団体の活動と地域学校協働活動との連携の推進、家庭教育支援の促進の観点からの御検討をお願いします。

○ 公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策

特に、地域コミュニティの維持・活性化に資する公民館の在り方、デジタル技術の活用も含めた公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の充実と水準向上の観点からの御検討をお願いします。

○ 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策

特に、青少年の健全な育成に向け、青少年体験活動やその推進に資する民間活力の活用も含めた青少年教育施設の在り方、青少年体験活動に携わる人材の資質向上、関係団体や民間企業等の多様な主体との連携・協働を促すネットワークの強化の観点からの御検討をお願いします。

○ 地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策

特に、環境・福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等の多様な分野における行政機関や高等教育機関、民間公益活動を含む関係団体や民間企業等による取組に対し、社会教育が連携・貢献しうる観点からの御検討をお願いします。

○ 共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策

特に、障害者や外国人等の学習機会の充実、福祉関係者や民間団体等の地域における関係者との連携の在り方の観点からの御検討をお願いします。

過去の答申等における企業・大学と社会教育のかかわりについて①

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた 社会教育の振興方策について（答申）（平成30年12月21日 中央教育審議会）（抄）

第1部 今後の地域における社会教育の在り方

第2章「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策

2. 多様な主体との連携・協働の推進

（首長部局、団体等との連携・協働）

- 各地域においては、社会教育行政担当部局のみならず、他の行政部局においても、それぞれの行政課題に応じた様々な学習機会が提供されている。また、伝統的な社会教育関係団体に加え、NPO等の新たな団体の数も年々増加しており、NPO法人の半数近くが社会教育の推進を図る活動を行っている。さらに、**企業においても、CSR（Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任）活動として、教育分野を含む多彩な地域貢献活動が各地で行われている。**
- 加えて、**複数の大学が連携して教育活動を行い、教育研究の成果等を地域に還元することを目的の一つとする大学コンソーシアムの活動が盛んになるとともに、「地域」を冠した学部を擁する大学が近年増加傾向にあるなど、大学においても地域づくりに貢献しようとする動きが強まっている。**
- 中央教育審議会の過去の答申においても、社会教育について、ネットワーク型行政の一層の推進に取り組むことが求められる旨指摘されている。今後はこれまで以上に、学習者のニーズに応えるとともに、**多様かつ複合的な地域課題により効果的に対応するため、社会教育行政担当部局と首長部局との連携を強化することはもとより、社会教育関係団体、企業、NPO、学校等の多様な主体との連携を強化することが求められる。**
- その中で、組織レベルの連携・協働を通じて、例えば、社会教育にこれまで関わりはなかったものの、地域づくりに熱意をもって取り組んできた様々な分野の人材を社会教育の新たな担い手として積極的に巻き込んでいくことが重要である。また、今後の持続可能な地域づくりのためには、社会教育の強みである学びを通じた人づくりやつながりづくりの視点を、首長部局をはじめとする様々な主体の活動の中に積極的に組み込んでいくことも重要と考えられる。
- 社会教育を通じて、多様な担い手との連携・協働が深まることにより、これまでになかった新たなアイデアや価値が生まれ、新しい地域づくりにつながることが期待される。

過去の答申等における企業・大学と社会教育のかかわりについて②

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた 社会教育の振興方策について（答申）（平成30年12月21日 中央教育審議会）（抄）

第1部 今後の地域における社会教育の在り方

第2章「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策

2. 多様な主体との連携・協働の推進

< 具体的な方策 >

- 首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議を活用する。同会議のより積極的な活用を通じ、分野を超えた連携による効果的な施策の実現や、あらゆる行政分野における住民の主体的な参加の促進につなげていくことが期待される。また、首長部局が策定する地方公共団体の総合計画等や、教育振興基本計画に、連携・協働体制の構築を含む社会教育の推進について明記していくことも重要である。
- 社会教育行政担当部局と首長部局との間での積極的な人事交流を推進する。地方公共団体において、多様化・高度化する地域課題に対応するためには、首長部局と教育委員会が縦割りを排し、相互に強みを生かしながら密接に連携し、総合的な視点で取り組む必要がある。そのための計画的・戦略的な人材育成の一環として、公民館主事や社会教育主事等の専門的職員も対象に、首長部局と社会教育行政担当部局との間での人事交流を実施することは有効であり、特に社会教育主事等の専門的職員が首長部局の業務を経験したり、首長部局の職員が公民館等の社会教育の現場を経験したりすることは有意義だと考えられる。
- また、例えば、社会教育主事が地域づくりをテーマに首長部局の職員をも対象とした研修を企画するなど、地域の様々な課題に取り組む担当者間の交流を推進することも考えられる。
- 多様かつ特色のある教育資源を有する NPO との連携を推進し、地域における豊かな学びと活動につなげていく。また、社会教育以外の分野において、地域づくりに専門的なノウハウを有する NPO 等が、いわゆる中間支援組織として地域課題解決のための体制づくりの支援等を行っている事例があり、社会教育の分野においても、こうした中間支援組織との連携を深めることも有効と考えられる。
- **専門的かつ高度な人材や施設設備など貴重な学習資源を活用して地域貢献をしようとする企業との連携を進め、行政と企業双方にとって WIN-WIN の関係づくりを目指す。**
- **大学や専門学校等の高等教育機関において、学生と地域住民が共に学ぶ連携講座や、学習者の高度な実践的ニーズ等に応えるリカレント講座等の開講を共同企画することなどを通じて、高等教育機関との相互の連携を深める。**
- 各地方公共団体において、地域づくりに関係するNPO等の団体や大学等を含む学校、企業等と行政関係者が一堂に会し、意見交換や協議を行う場を設ける。
- 国においては、社会教育における NPO や学校、企業等の多様な主体との連携・協働に関する先進事例の収集・分析、情報発信を進める。

過去の答申等における企業・大学と社会教育のかかわりについて③

第 12 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 ～全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方～（令和 6 年 6 月 中央教育審議会生涯学習分科会）（抄）

- ・ 社会教育は、住民がともに学ぶことを通して、地域づくりを進めるための基盤である。住民自身が主体的に学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となり、その学習成果が地域活動に還元されるような循環が生まれることが期待されている。実際、地域住民が地域課題の解決に向けて学びを継続し、住民自治の強化に貢献している例も見られる。こうした活動は、地域コミュニティに着目した様々な分野における地域課題の解決に広がり、社会教育との連携の重要性が指摘されている。また、**社会教育の担い手も多様化しており、従来から中心的な担い手である社会教育施設や社会教育関係団体、NPO に加え、民間企業や地方公共団体の首長部局等へと広がっている。**
- ・ さらに、学校を取り巻く問題が複雑化・困難化する中、地域が学校や家庭とともに教育の担い手となり、地域全体で子供たちを育んでいくことが必要である。同時に、子供との関わりの中で大人も共に学び育ち合えるような社会教育の充実が求められており、**行政、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO、民間企業等の多様な主体が提供する学習機会がその受け皿となっている。**学校と地域が連携・協働するとともに、子供の育ちを軸に据えながら、地域をより良くするために自分も何か貢献したい、参画したいと願う住民が、自らのニーズに応じて、子供の教育や地域の課題解決に関して共に学び続けていくことは、生涯学習社会の実現のためにも重要である。
- ・ 一方、社会教育士は、**社会教育主事講習・社会教育主事養成課程における学習成果**が広く社会における教育活動に生かされるよう、その修了者に対して付与される称号である。**その実践的な能力は、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等の社会教育施設における職務や活動のほか、学校教育や首長部局、NPO、民間企業等が担う幅広い分野において、地域と連携した活動等を行う際に有用なものであると考えられる。**

第 11 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 ～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～（令和 4 年 8 月 中央教育審議会生涯学習分科会）（抄）

- ・ 公民館等の社会教育施設における社会教育に関する活動は、社会教育関係団体を対象に行われている例も多いと考えられる。そうした団体の組織基盤自体が弱っている一方で、地域で活動するNPOや中間支援組織もあり、そうした多様な人材が社会教育に携わることで層の厚い社会教育の活動が展開されることが期待される。これらのことから、これまでの社会教育関係団体の活動を継続する努力のみならず、**社会教育関係団体に所属していない個人やNPO等にとって参加しやすい社会教育の活動、利用しやすい社会教育施設を目指す努力も必要**である。
- ・ また、社会教育主事・社会教育士が時代の変化に対応していくため、ICT スキル等の能力を身に付けたり、環境教育、人権教育、男女共同参画に関する内容等の現代的な教育内容に関する知識を習得したりするために必要な継続的な学習機会の確保や、**専門的な機関や組織（独立行政法人、NPO等）と連携した研修内容の充実を図るとともに、個人や地域社会のウェルビーイングの向上につながる社会教育士の活動に関する優良事例の展開を検討していく必要がある。**
- ・ 地方公共団体の生涯学習・社会教育の担当部局においては、社会教育主事の配置及び社会教育士の地域社会における活躍機会の拡充を積極的に検討するとともに、**「社会的包摂の実現」や「地域コミュニティ構築」に関連する他の行政担当部局やNPO等民間団体との連携・協力を促進すべきことに特に留意すべきである。**
- ・ 生涯学習・社会教育において学習したり教育を受けたりする主体は個人であるが、**学習する機会や場を提供する関係機関としては、（中略）、大学、短期大学、専修学校等の学校教育関係の施設や、公民館、図書館等の社会教育施設、これらを所管する行政機関が挙げられるほか、企業、NPOなどの民間組織や個人事業者もその関係者となりうるもの**であり、さらに、教育分野以外の行政機関や民間組織が主体となって、関連する活動を行うケースも数多く存在する。こうした生涯学習・社会教育に関わる多種多様な関係機関・関係者が、あらゆる人の身近に学びの機会がある社会の重要性についての共通認識を持ち、生涯学習・社会教育の振興に係る取組を積み重ね、多様なニーズを持つそれぞれの人の学習機会を保障し、学習の当事者としての個人の自主的・積極的な学びを支えることで、個人や集団、ひいては地域コミュニティにおけるウェルビーイングを高めることができると考えられる。

■地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策

第一の検討事項(社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策)を踏まえ、社会教育活動の充実方策や社会教育施設の機能強化方策として、

・特に、環境・福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等の多様な分野において、

- 行政機関
- 高等教育機関
- 民間公益活動を含む関係団体
- 民間企業

等による取組に対し、社会教育はどのような観点から連携・貢献できると考えられるか。

現状

- ・人口減少・少子高齢化の深刻化、グローバル化の進展等により、社会が抱える課題は複雑化しており、複数の行政部局が連携した取組は不可欠。
- ・生涯学習分科会 社会教育人材部会最終まとめ(令和6年7月11日)においても、社会教育人材は
 - 社会教育とは何かという基本的理解を深める内容に加え、地域における学びと実践活動の循環を、効果的に進めるために必要なコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力など、様々な活動において汎用的に活用し得る能力の習得が求められること
 - 関係行政機関やNPO、企業等の多様な主体との連携・協働が想定され得るため、社会教育行政に関する一定程度の基本的な知識を含め、関係行政機関や多様な主体と連携・協働を図りながら学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識や技能の習得を図ることが必要であること
- が提言されている。
- ・社会教育主事講習を受講するなどして得た能力や、社会教育の視点や手法を、所属する機関・団体等において実践し、活躍する人材は存在。

課題

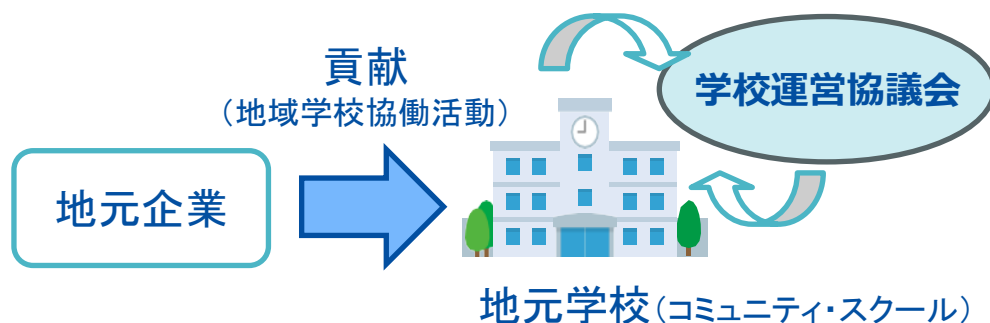
- ・他の行政分野と連携した取組を進める際、社会教育が発揮しうる優位性や教育行政のひとつとして果たすべき役割は何か。
- ・社会教育人材は幅広い分野において汎用的に活用しうる能力を有し、社会教育とは直接的に関係しない分野においても活躍が期待されるが、こうした他分野における社会教育人材とどのようにネットワークの強化を図ることができるか。
- ・(追加)これまでもさまざまな企業のCSR(Corporate Social Responsibility)活動が行われてきているところであるが、こうした取組の中でも、今後、人口減少や人手不足といった状況がある中、地域貢献活動の更なる活性化や社会教育との連携を推進するために必要となることは何か。
- ・(追加)大学等の高等教育機関は、各地域の知の拠点として、地域課題の解決への貢献や地域に根差した人材育成等が期待されているところ。今後、高等教育機関がこうした役割を一層果たしていくためにも、社会教育は高等教育機関とどのように関わっていくことが考えられるか。
- ・(追加)また、各地域の大学においては社会教育主事講習の中核的な実施機関として社会教育人材の養成が行われてきたが、大学をめぐる厳しい財政状況等を背景にそれらの規模の縮小を懸念する指摘もある。今後も大学において社会教育人材を持続可能な形で養成していくために、求められることは何か。

【地元企業の地域学校協働活動への参画促進に向けた法人税の税額控除の創設】

[法人税、法人住民税]

要望内容

- **地元の学校**における教育活動へ参画し、地域人材の育成、学校運営上の課題解決等に**貢献する地元企業**について、当該企業が支出した貢献に係る費用の一定割合を、当該企業の法人税額から控除。
- 人口減少社会における持続可能な地域経済の振興、充実した学校教育活動の展開に向け、寄附の損金算入による軽減効果に加え、税額控除のメリットを付与することにより、企業の参画を促進する。〔3年間の租税特別措置〕



- ・貢献に係る活動が「地域学校協働活動」として位置付けられていること
- ・活動について学校運営協議会の承認を得ていること
- ・活動日数、貢献に係る費用等が基準以上となっていること

貢献に係る活動例

民間企業がそのリソースを使って学校教育等に貢献する活動

- 専門高校との連携・協働による産業人材育成(講師派遣、実習受け入れ、施設貸与)
- 中学校技術科、高校情報科の指導者・指導補助者派遣
- 学校の働き方改革に係る支援(地域クラブ活動・部活動への指導者派遣等)

背景・現状

- 人口減少が急速に進む中、地域産業を担う人材の育成や持続可能な充実した学校教育活動の展開には、地域における民間企業の参画が必要不可欠。
- 企業の「民の知見」や人的支援をニーズの高い特定分野の活動へ誘導するためには、(損金算入に加えて)強力なインセンティブが必要。

目標・効果

企業が参画する地域学校協働活動の増加により、
・地元産業界が関与する、地域の産業人材の育成が促進される。
・学校における情報教育の充実・高度化が促進される。

⇒**官民協働の取組促進により、地方創生、経済活性化を通じた国力増強を実現**

【目標】:

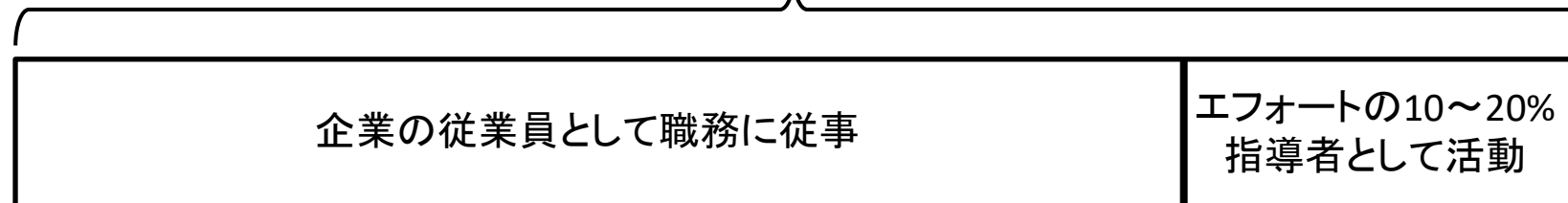
- ・教育課程の一環として継続的に産学連携を実施する専門高校の割合70%(R6年:58.5%)
- ・中学校における情報教育の臨時免許・免許外担任による指導体制(R6年;約2400人)を解消
- ・R10年度までに公立学校のコミュニティ・スクール導入率80%(R6年;58.7%)。

民間企業の従業員が学校教育活動の指導者として活躍するモデル

- 民間企業が、雇用する従業員の業務エフォートの一部を、学校教育活動、地域クラブ活動・部活動の指導者としての活動とすることを認める。
- 外部指導員に係る手当だけでは生活費として厳しい現状があるため、企業が従業員として雇用する形をとる。
- 企業としては、**自社の産業分野における次世代の担い手を育成しながら、地元で教育、スポーツ、文化芸術活動に関わりたい若者の獲得**に向けてアピールできる。

年収400～600万円

※額、控除率はシミュレーションとしてのイメージ



エフォート分の人件費
の50%

⇒30～50万円

派遣する従業員1人
当たり30～50万円
を法人税額から控除

地元の学校等において、
子ども達を指導



これからの**人口減少社会**では、このような**ハイブリット型の働き方**を認めながら社会活動を維持していくことが求められる。協力する企業を後押しするインセンティブが必要。